



セーブ・ザ・チルドレン
子ども・地域おうえんファンド

第5回公募 募集要項

申請締切:2026年9月6日(日)

2026年6月
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

もくじ

1. はじめに	2
2. 本ファンドの目的	2
3. 対象となる団体	3
4. 対象となる事業	3
5. 申請要件	4
6. 採択団体数	5
7. 支援内容	5
8. 支援期間	6
9. 審査方法	6
10. 審査時の考え方	6
11. 審査基準	7
12. 申請手続	8
13. スケジュール	8
14. 留意事項など	9
15. 問い合わせ先	9

1. はじめに

セーブ・ザ・チルドレンは、日本を含む約 100 ヶ国で子ども支援活動を行う、民間・非営利の国際組織です。100 年以上にわたり、すべての子どもにとって、生きる・育つ・守られる・参加する権利が実現された世界を目指して活動しています。海外で保健・栄養、教育などの分野で活動するほか、日本国内で、子どもの貧困問題や防災、災害対応などに取り組んでいます。

子どもが毎日の暮らしの中で権利を保障されながら成長していくためには、子どもにとって最も身近な保護者や地域の人々の存在が大きな意味を持ちます。しかし、日本社会では子育ての孤立化、虐待の深刻化、相対的貧困の拡大など多くの課題があり、また感染症や自然災害の増加なども重なる中で、子どもたちの育ち、まなび、遊び、参加などの基本的な権利が保障されにくい現状があります。セーブ・ザ・チルドレンは、子どもたちとともにこの現状を変えていくことができるのは、子どもたちのそばにいる地域の大人だと考えています。

2023 年に施行されたこども基本法では、日本も批准している子どもの権利条約の精神に則ることが明記されました。また、子どもの意見表明の機会と参画の確保、意見の尊重、最善の利益を優先して考慮することなどが基本理念に掲げられています。このような子どもの権利の保障において、地域で子どもや保護者を支えている非営利団体（以下「NPO」）が重要な役割を果たすとセーブ・ザ・チルドレンは考えています。

そこで私たちは、日本各地で子どもの暮らしや育ち、まなびを支える NPO の活動を応援し、また、これを通じて子どもたちの育つ環境を長期的に改善していくことを目的とし、2022 年から「セーブ・ザ・チルドレン 子ども・地域おうえんファンド」（以下「本ファンド」）を実施しています。本ファンドでは子ども、保護者、子ども支援関係者のために各地で活動する団体を幅広く対象とし、その事業や組織運営の在り方をともに考え、資金や組織運営に加え、団体の活動における子どもの権利保障のための環境づくりもサポートしていきます。

2. 本ファンドの目的

日本国内の子ども、保護者、子ども支援関係者のために活動する地域の NPO を対象に、

- 資金助成
- 組織基盤強化
- 子どもの権利保障のための環境づくり

の3つの側面で必要なサポートを行うことにより、日常生活における子どもの権利の保障を目指します。団体の活動において意味のある子どもの参加を推進していることや、対象地域において子ども参加が進むよう働きかけることも重視します。

また、地域の NPO が子どもの権利保障を進める活動を継続し、その活動を地域に根付かせるためには、NPO の組織自体も安定した運営を継続していく必要があります。そのためには、組織の体制、人材、計画、事務などの整備が欠かせません。そこで本ファンドでは助成先団体の事業実施だけでなく、組織の継続・発展を目指した組織基盤強化のサポートも行います。

3. 対象となる団体

(1) 特定非営利活動法人(NPO 法人、認証・認定・特例認定)、一般法人(非営利徹底型)、公益法人、社会福祉法人、任意団体などを対象とします。

※法人格未取得でも対象となりますが、活動が組織として継続していることを原則とします。

※一般法人(非営利徹底型)については、次のすべてを満たす団体を対象とします。

- ①定款に、剰余金の分配を行わない定めがある。
- ②定款に、団体の解散時には残余財産を国、地方公共団体、公益法人認定法 17 条に掲げる法人に贈与する定めがある。
- ③上記①および②に反する行為の決定、または行為が行われたことがない。
- ④各理事およびその理事の配偶者・3 親等以内親族・一定の特殊関係にある者が、理事総数の 1/3 以下である。

※国、地方自治体、宗教法人、個人、営利目的の株式会社・有限会社、一般法人(非営利徹底型以外)、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は除きます。

(2) 本ファンドの目的と趣旨を踏まえ、活動開始から 5 年～10 年程度経過しており、かつ直近事業年度の経常収益が 500 万円～3,000 万円程度の団体を想定しています。

※要件ではありません。

4. 対象となる事業

(1) 事業分野

子ども参加を推進しながら、子どもの権利保障を目指す事業を広く対象とします。特に次の分野の取り組みを歓迎します。

- 子どもの貧困問題の解決
- 子ども虐待の予防、虐待や不適切な養育を受けた子どもへの支援
- 災害時の子どもの保護のための取り組み、子どもとともに進める防災

(2) 事業の対象者

子ども(18 歳未満)およびその保護者、子どもを取り巻く大人

特に、日本国内で取り残されがちと思われる状況下にある子どもや、子どもを取り巻く大人に向けた事業、および複合的な困難がある子どもや保護者への支援を重視します。

例:相対的貧困状態にある、外国につながるルーツを持つ、在留資格が不安定である、性的多様性のある、障害のある、疾病のある、社会的養護下にある、子どもが家族の世話をしている、不登校、など

(3) 事業地域

日本国内。対象地域の場所、範囲の大小は問いません。

<対象団体、事業のイメージ(例)>

- 地域における子どもの権利学習や、自治体の施策の策定・実施・評価に関わる子どもの意見表明・参加を推進する取り組み。
- 遊びをはじめとするさまざまな活動を、多様な生活環境下にある子どもたち自身が主体的に決め、実施することを推進する取り組み。
- 経済的困難のある子育て家庭への支援。子ども食堂開所や居場所での食品・生活用品などの提供、教室・オンラインによる学習支援、教材・タブレット・Wi-Fiなどの必要備品の提供など。
- 社会的養護を必要とする子どもへの支援。相談受付および生活支援、必要な備品の支援、食事や生活用品の提供、まなびや体験の場所・機会の提供など。
- 外国につながるルーツを持つ子ども、およびその保護者への支援。多言語支援を含む相談・学習支援、親子の居場所づくり、家庭訪問など。
- 障害のある、あるいは疾病のある子ども、およびその保護者への支援。オンラインでの活動、教材などの提供、情報提供・共有のツール作成、支援者の確保・育成など。
- 不登校の子ども、およびその保護者への支援。カフェやオンラインなどを含むさまざまな形式による相談・居場所開設、学習支援、当事者の集う機会の設定など。

5. 申請要件

申請は1団体につき1件までとします。また、申請団体は次の要件を満たすことが必要です。

- 団体の所在地が日本国内である。
- 申請事業の実施地が日本国内である。
- 申請時点より前に、2年以上の通常事業実施の実績がある(事業開始が2024年9月以前)。
- 反社会的勢力に該当せず、また、関わりがない。
- ネットワークビジネス、マルチ商法、宗教、保険、同業者による勧誘などを目的としていない。
- 特定の政治団体・宗教団体に該当しない。
- 次の事項に同意できること。
 - ・助成対象となった場合、団体名や事業内容が公表されることを了承する。
 - ・助成対象事業に関する広報や報告において、本ファンドによる助成を受けている旨を表示する。
 - ・助成開始後、インタビューや写真・動画の提供依頼に協力する(諸事情により、写真撮影などが不可の場合はご相談ください)。
 - ・活動における安全対策を確実に実施する。
 - ・子どものセーフガーディング(下記参照)の取り組みに賛同し、実施する。
 - ・後日、助成金の活用状況や事業の状況について報告書を提出する。またセーブ・ザ・チルドレンが報告会を行う場合に、発表などに協力する。

【子どものセーフガーディングについての取り組み】

子どものセーフガーディングとは、関係者による虐待や搾取など、子どもの権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営を目指す組織的取り組みです。疑念が生じた場合の対応と再発

防止も含む包括的なものです。セーブ・ザ・チルドレンは、子どもとの適切な関わりと安全な活動空間を保障することは子どもを支援する団体の大切な役割と考えているため、助成先団体に「子どものセーフガーディング」に関する誓約書の提出をお願いし、研修を受講していただきます。

※セーブ・ザ・チルドレンの取り組んでいる「子どものセーフガーディング」について、下記のウェブサイトをご参照ください。

https://www.savechildren.or.jp/about_sc/quality1.html

6. 採択団体数

最大 5 団体を採択予定です。

7. 支援内容

助成先団体に対し、次の(1)～(3)をすべて行います。

(1) 資金助成

助成予定金額: 1 団体 1 年あたり 200 万円～300 万円

最長 2029 年 9 月までの複数年支援を予定しています。

- 助成率 100% (自団体負担あるいはそのほかの財源なし) の申請も可能です。ただし、助成終了後の資金獲得や事業の持続可能性を確認するため、助成期間中に本ファンド事務局 (以下「事務局」) より助成先団体へのヒアリングを行い、必要に応じて事務局あるいは外部支援者による継続的な支援を行っていきます。
- 本助成金は、ほかの補助金・助成金との併用を可とします。ただし、ほかの補助金・助成金の側で併用不可となっている場合はご利用いただけませんので、申請団体ご自身で十分ご確認ください。また、ほかの補助金・助成金への申請と重複する内容を本助成金への申請予算内に含めないよう、十分留意してください。
- 本ファンドへ申請する事業にかかる費用に加え、団体全体の組織運営業務にかかる費用 (一般管理費) も、人件費を含め、助成額の 10% まで計上できます。
- 対象期間中の事業および団体運営のために必要な範囲を超える金額・内容と判断される場合は、減額します。
- 計上対象費用については、収支予算書の「注意事項」を参照してください。

(2) 組織基盤強化のための取り組み

本ファンドにおいては、組織基盤強化への取り組みを事務局と協議したうえで必ず実施いただきます。団体として組織基盤強化に取り組む意思が明確にあることを必ず確認したうえで、申請してください。

組織基盤強化の取り組みの例: 人材育成のためのスキルアップ研修、資金獲得策の計画と実行、事務局業務の整理・改善など。なお、取り組む内容や期間は、小規模・短期間のものから複数年かけるものまで自由に設定できます。

■ 助成 1 年目

申請事業の実施と並行して、助成先団体と事務局が協議し、組織の中長期的な継続発展のために必要な取り組みを検討、計画します。1 年目については、この組織基盤強化の取り組みのための予算計上は不要です。

■ 助成 2 年目以降

1 年目に計画した組織基盤強化の取り組みを、申請事業の一部として実施いただきます。その取り組みの費用にも本助成金を充当できます。(本助成金以外の財源を充てることもできます。)

(3) 子どもの権利保障のための環境づくり

子どもの権利の基本知識、子ども参加、子どもにとって安心・安全な活動を進めるための取り組みに関する資料提供、研修、相談受付を実施します。助成先団体同士で取り組みを学び合う交流会も行います。

8. 支援期間

2027 年 1 月以降～2029 年 9 月(最長)

1 年目:2027 年 1 月以降～2027 年 9 月

2 年目:2027 年 10 月～2028 年 9 月

3 年目:2028 年 10 月～2029 年 9 月

2 年以上の継続助成を原則としますが、上記の年ごとに助成申請書および収支予算書を提出いただき、継続可否について審査を行います。

9. 審査方法

提出書類による一次審査の後、外部専門家を含む審査員による二次審査を経て助成先を決定します。必要に応じて、事務局よりヒアリング(訪問、オンラインミーティング、メール、電話)をさせていただく場合があります。

全申請団体にメールで審査結果を通知します。また、採択した団体名、事業名、助成額はセーブ・ザ・チルドレンのウェブサイトなどで公表します。

10. 審査時の考え方

- 初回申請時に、最長 3 ヶ年の計画概要と助成 1 年目の詳細な事業計画・予算を審査し、助成を決定します。

計画された内容に取り組むことで事業および組織の持続可能性が高まり、発展が期待できるか、また 1 年目の事業計画として内容・スケジュール・予算が適切かを確認します。

- 助成 2 年目以降は、前助成年の事業の進捗状況や成果を踏まえながら当該助成年の計画を審査し、継続の可否を判断します。2 年目以降の事業計画において、事業目的そのものの変更は認められません。前助成年の進捗や成果を踏まえた取り組み内容の適切な見直しは可能です。

11. 審査基準

主に次の観点から審査します。

■ 子どもの権利保障

子ども参加(下記参照)を実現する方法が明確かつ具体的に計画されている。また、取り残されがちな立場にある子どもとともに活動する計画がある。

【子ども参加とは】

子ども参加とは、国連子どもの権利条約 12 条¹に定められている内容を指し、「子どもとおとなの間の、相互の尊重にもとづいた情報共有および対話を含み、かつ、自分の意見とおとなの意見がどのように考慮されてプロセスの結果を左右するのかを子どもたちが学びうる、継続的プロセス²」をいいます。

※次の資料もご参照ください。

Save the Children (日本語訳 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)『子ども参加のための 9 つの基本的要件』

<https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/nine-basic-requirements-Japanese.pdf>

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン『安心安全な子ども参加のための実践事例集～特に自治体において子ども参加を進めるために～』

<https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/jireishu.pdf>

■ 子どものセーフガーディング

子どもの安心・安全を確保する環境や体制が十分である、またはその体制の構築・強化を目指している。

■ 課題の明確性

事業対象地域における子どもおよび大人の状況や課題が、的確かつ十分に把握されており、団体の理念が明確である。

■ 計画の適切性

団体の強みや課題を踏まえた、論理的で一貫性のある計画が立てられている。また、実施体制やスケジュールが具体的であり、実現性が高いと判断できる。

■ 予算の妥当性

計画に対する予算の用途および算出根拠が適切かつ効率的である。

¹ 子どもの権利条約(抜粋、民間訳)第 12 条 (意見表明権) 1.締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。

² 国連子どもの権利委員会 第 12 条に関する一般的意見 CRC/C/GC/12、2009 年 7 月、第 3 パラグラフ。Save the Children (日本語訳 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)『子ども参加のための 9 つの基本的要件』(<https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/nine-basic-requirements-Japanese.pdf>) 2 ページ参照。

■ 継続性

助成終了後も助成対象事業および団体組織の継続を期待できる。継続を目指すにあたり、団体自身が事業および組織運営について課題意識を持っており、本ファンドの組織基盤強化支援を活用して解決や改善に取り組む意思が明確である。

■ 発展性

団体の事業が、対象地域全体に対し、子ども支援活動の発展や子どもの権利保障を目指す動きに良い効果を及ぼすことが期待できる。地域や社会への啓発や、政策提言に取り組む具体的な計画がある。

12. 申請手続

■ 申請締切

2026年9月6日(日)23:59(申請フォーム送信完了時間)

■ 公募説明会への参加

申請前に公募説明会へご参加ください。(やむを得ない場合は、後日の録画視聴でも可とします。)説明会の日程および参加申し込み方法は、[本ファンドのウェブサイト](#)でご案内します。

■ 申請書類の提出

下記の申請書類を準備のうえ、申請用フォームを通じてご提出ください。

※郵送やメールでの書類提出は受け付けておりません。

(1) 助成申請書 <指定様式>

(2) 収支予算書(1年目分) <指定様式>

(3) 団体の定款 ※定款がない場合は、定款に相当する団体規約・規程など

(4) 団体の直近年度の決算を示す財務諸表等(注記などを含む完全なもの)および事業報告書
※直近年度の書類が確定していない場合は、その前年度の書類で可とします。

(5) 団体の本年度の予算を示す財務諸表等および事業計画書

(6) 子ども参加を実現するために団体で定めているルール、マニュアル、チェックリストなど
※作成済みのものがある場合。助成申請書「7. 子ども参加」をご参照ください。

13. スケジュール

助成1年目(予定)

2026年9月6日	申請締切
10月初旬～11月初旬	審査
11月中旬以降	審査結果通知
12月中旬頃	助成契約締結、助成金振込
2027年1月1日以降	助成対象事業開始
6月末日	1年目 中間報告書(事業・収支) 提出
11月末日	1年目 完了報告書(事業・収支) 提出

助成2年目以降は対象期間が10月からとなるため、申請・審査のスケジュールが上記1年目よりも早くなります。詳しくは助成先団体へご連絡します。

14. 留意事項など

■ 個人情報の保護について

セーブ・ザ・チルドレンは、活動を通じて取得したすべての個人情報の重要性を認識し、当法人の「プライバシーポリシー」に基づき、個人情報保護法をはじめとする関係法令および関連ガイドラインを遵守して、個人の権利保護に努めます。申請書類に記載いただいた代表者および申請事業担当者の氏名、役職、連絡先、電子メールアドレスなどにつきましては、厳正に管理し、下記の目的に限り利用し、当法人が責任を持って管理・保管します。申請者の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。保管期限は本ファンドの助成期間終了後 5 年とします。

(1) 申請内容の審査および審査結果の通知

(2) 助成決定後の諸手続のための連絡

(3) 当法人内の管理業務

(4) 当法人主催事業・イベント、および助成先団体の活動・運営に関連する参考情報の案内

(5) そのほか、本ファンドの実施のために必要となる業務

当法人のプライバシーポリシーはこちらをご覧ください。

https://www.savechildren.or.jp/privacy_policy/

■ 助成先団体の組織概要や事業の状況などをセーブ・ザ・チルドレンのウェブサイトなどにおいて公開します。事務局より、インタビューや写真・動画の撮影許可または提供をお願いすることがありますので、特別な事情がない限り、ご協力をお願いいたします。

■ 助成開始後、事務局スタッフが複数回、事業の実施現場や団体事務所の訪問をさせていただく予定です。

また助成期間中に、事業の進捗確認や 2 年目以降の組織基盤強化の検討などを行うために定期会合を実施する予定です。詳しい日程などは助成先団体と相談のうえ、調整させていただきます。

15. 問い合わせ先

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 国内事業部 地域 NPO 支援事業

子ども・地域おうえんファンド担当

Email: japan.cn@savethechildren.org

※お問い合わせはメールでお願いいたします。

※ご申請前のお問い合わせ・ご相談を受け付けます。お問い合わせ・ご相談の内容を簡単に記載したメールをお送りください。担当者より折り返しご連絡を申し上げます。

以上